

No. 40 東浦町

担当部課名		T E L	直通・内線	F A X
地域創造部 環境課		0562-83-3111	内線 283	0562-84-6421
住 所	〒470-2192 知多郡東浦町大字緒川字政所20		担当者氏名	竹内 久美子
U R L	https://www.town.aichi-higashiura.lg.jp		E-mail	kankyo@town.aichi-higashiura.lg.jp

(1) 【 補助金額 】

(単位：円)

人槽区分	限度額	特定地域	人槽区分	限度額	特定地域
5人槽	90,000	—	11～20人槽	補助しない	—
7人槽	120,000	—	21～30人槽	補助しない	—
10人槽	180,000	—	31～50人槽	補助しない	—
			51人槽以上	補助しない	—

(2) 【 令和7年度の補助計画基数 】

(単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合 計
	2						2

前年度実績基数 (0基)

(3) 【 補助対象地域 】

下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定に基づき定めた区域及び同法第25条の11の規定に基づき定め事業計画の区域を除く区域

(4) 【 特定地域の有無 】 無

(5) 【 補助対象条件 】

個人が所有する戸建て住宅で既存みなし浄化槽または既存くみ取り便槽を廃止し、処理対象人員(当該住宅が併用住宅の場合にあっては、居住の用に供する部分について算出される処理対象人員をいう)が10人以下の浄化槽を設置する者

(6) 【 欠格要件 】

- ①浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査を受けずに浄化槽を設置する者
- ②法令の規定に基づき浄化槽を設置することとされている者
- ③販売又は賃貸を目的とした住宅に対して浄化槽を設置する者。ただし、賃貸借契約のある住宅の賃借人が浄化槽を設置する場合であって、賃貸人の承認が得られているときは、この限りではない
- ④自らの居住の用に供することを目的とする住宅以外の建物に浄化槽を設置する者
- ⑤居住用部分の延床面積の2分の1未満の併用住宅に浄化槽を設置する者
- ⑥町税を滞納している者
- ⑦移転補償金等機能回復により浄化槽を設置する者

(7) 【 補助金交付申請書に添付する書類 】

- ①審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- ②既存の住宅に増築するものは、建築確認通知書の写し
- ③設置場所の案内図及び配置図
- ④住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- ⑤浄化槽の工事施工見積書及び工事請負契約書の写し
- ⑥全浄協に登録されたことを証する登録証の写し、登録浄化槽管理票C票及び浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証
- ⑦排水経路図
- ⑧設置する浄化槽の人員算定基準となる住宅の見取り図
- ⑨型式適合認定書並びに型式適合認定書別添仕様書及び図面
- ⑩浄化槽設備士免状の写し
- ⑪既存みなし浄化槽又はくみ取り便槽の現況写真
- ⑫既存みなし浄化槽を廃止し、浄化槽を設置する場合は、補助金の交付申請日から起算して過去1年以内の法定検査結果書又は直近の清掃記録の写し
- ⑬町税の納税証明書(未納がない証明書)
- ⑭誓約書
- ⑮その他町長が必要と認める書類

（８）【 実績報告書に添付する書類及び提出期限 】

- ・提出期限：事業完了後1ヶ月以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日
- ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- ②浄化槽法定検査依頼書及び契約書の写し
- ③工事の施工写真（撤去を含む全工事工程）及び請求書及び領収書の写し
- ④浄化槽設備士の証するチェックリスト
- ⑤住民票（町外からの転入者に限る）
- ⑥浄化槽使用廃止届出書の写し
- ⑦その他町長が必要と認める書類

（９）【 その他 】

既設みなし浄化槽の有効利用（雨水貯留槽など）に上限15万円の補助を行っている

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください